

(財) 財務会計基準機構会員



平成 25 年 11 月 14 日

各 位

株式会社 エスケーアイ  
代表取締役社長 酒井 昌也  
(JASDAQ: コード番号 9446)  
問合先 常務取締役管理本部長  
兼経理部長 田川正彦  
電話番号 052(262)4499

### ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」（ストック・オプションの内容決定および取締役に対する報酬等として新株予約権を発行する件）を平成 25 年 12 月 12 日開催予定の第 23 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. ストック・オプション制度を導入する目的および新株予約権を発行する理由

当社の取締役の職務遂行ならびに業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とするものであります。

また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると判断しております。

##### 2. 新株予約権の発行要領

###### （1）新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役

###### （2）新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 800,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要と

するやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

800,000 個を上限とする。なお、当社取締役に割り当てる数は当該上限の範囲内とする。(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 1 株とする。ただし、前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所(ジャスダック スタンダード)における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値、又は割当日終値(当日に取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のうち、いずれか高い方の額に 1.05 を乗じた金額とし、計算の結果、1 円未満の端数が生じる場合は 1 円未満の端数を切り上げる。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後行使価額} & = & \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \end{array}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 29 年 1 月 1 日から平成 38 年 12 月 31 日までとする。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は権利行使の時点においても、当社又は当社子会社の取締役、その他これに準ずる地位にあることを要する。  
ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

② その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の場合において、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

- ① 当社が消滅会社となる合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転に関し当社株主総会の承認決議がなされた場合。
  - ② 新株予約権の行使の条件やその他の要因等により本新株予約権の全部又は一部の行使が可能と見込めない場合。
  - ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部について放棄もしくは返還等の意思を示した場合。

#### (9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) その他の新株予約権の募集事項については、取締役会決議において定める。

以上